

令和 5 年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会
第 5 ブロック研修会

< 次第 >

日時：令和 5 年 11 月 11 日（土）

午後 2 時～ 4 時 30 分

場所：三鷹産業プラザ 7 階 701-702 会議室

内容

「三鷹市市制施行 70 周年記念動画」上映 午後 1 時 30 分～

1 開会式 午後 2 時～

- (1) 開会の辞 三鷹市生涯学習審議会・三鷹市社会教育委員会議
会長 田中 雅文
- (2) 開催市挨拶 三鷹市教育委員会教育長 貝ノ瀬 滋
- (3) 主催者挨拶 東京都市町村社会教育委員連絡協議会副会長 笹井 宏益

2 研修会 午後 2 時 15 分～

- (1) 基調報告（20 分）
テーマ「地域と学校との新たなパートナーシップ」
講師：日本女子大学名誉教授 田中 雅文
- (2) 事例発表（20 分）
テーマ「学校 3 部制」
発表者：松永調整担当部長
- (3) 質疑応答（10 分）

～ 休 憩 ～

(4) グループワーク

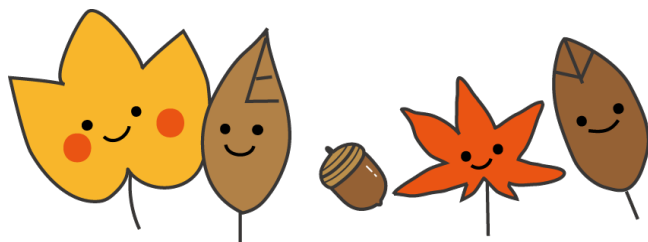
- テーマ「学校 3 部制～夜間・休日の学校施設を活用した、地域に開かれ
た学校づくりの実現について～」
- 各グループでの意見交換（30 分）
各グループによる発表（20 分）
田中会長による講評（10 分）

3 閉会式 午後 4 時 20 分～

- (1) 次回幹事市挨拶 府中市生涯学習審議会副会長 佐野 洋
- (2) 閉会の辞 三鷹市生涯学習審議会・三鷹市社会教育委員会議
副会長 矢崎 喜美子

令和5年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会
第5ブロック研修会

地域と学校との 新たなパートナーシップ



2023年11月11日

田中雅文

(三鷹市生涯学習審議会・社会教育委員会議)

1. 基本的な考え方の変遷

• 学社連携

- 学校（学校教育）と社会（社会教育）との連携
- 「学校が社会を支援」「社会が学校を支援」の双方向
【美術の教員が公開講座】【芸術家が美術の授業】

• 学社融合 学社連携の最も進んだ形態（文科省）

ある活動が学校（学校教育）と社会（社会教育）の活動の両面をもつ 【芸術家が美術の授業&地域住民も受講】

※生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」（1996年）

• 学校支援ボランティア

- 学社連携（融合）において学校（学校教育）を支援するボランティア 【ゲストスピーカー、学習支援、施設整備、登下校パトロール…】



• 学校支援地域本部

- 学校を組織的に支援するための地域拠点（文科省事業としては2008年より）
- しかし、地域からの支援のはね返りとして、地域側へのメリットも生じる【子どもの反応から大人が学ぶ、学校を拠点に地域住民のネットワークができる…】
- ⇒ 支援から協働へ

• 地域学校協働本部

- 地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働するための拠点
- ※中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（2015年）

• 地域学校協働活動及び地域学校協働活動推進員

- 法制化へ（次頁）…2017年

2. 地域学校協働活動とは

- 地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動
 - 何のため? ⇒ 地域全体で子供たちの学びや成長を支え、「**学校を核とした地域づくり**」を目指すため
 - 誰が関わるの? ⇒ 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等
- **社会教育法(第9条の7)で規定**
 - 教育委員会は(中略)社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、**地域学校協働活動推進員**を委嘱する
 - 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う

※地域学校協働活動のイメージ

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

資料3-3

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の再生・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成



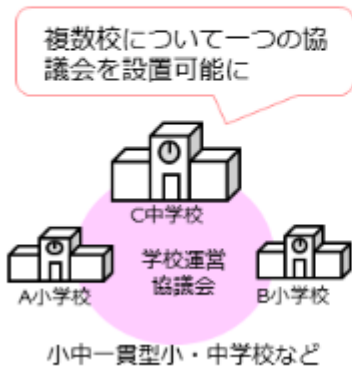
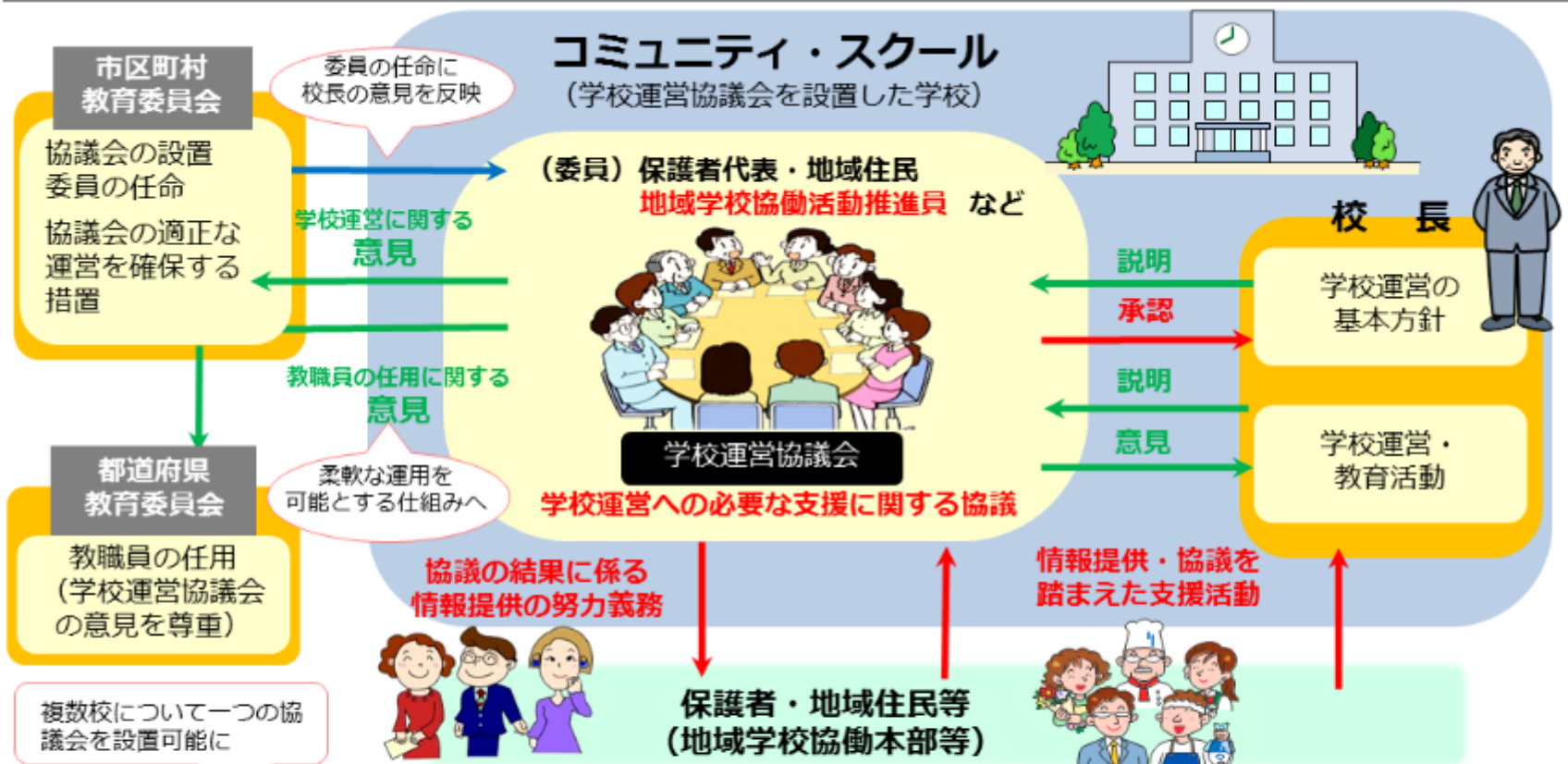
- **地域学校協働活動**に先立ち、**コミュニティ・スクール**が法制化された（2004年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」）
- そこで、次に**コミュニティ・スクール**を見てみよう！

3. コミュニティ・スクールとは

- 「**学校運営協議会を設置した学校**」を指す
- **学校運営協議会**とは
 - 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地教行法)第47条の5で規定
 - 教育委員会が同協議会を設置し、委員を任命
 - 下記の役割を担う
 - 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
 - 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる
 - 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる
 - 教育委員会は(中略)学校運営協議会を置くように努めなければならない=**努力義務**(2017年改正にて)

※コミュニティ・スクールの仕組み

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



<学校運営協議会の主な役割>

地教行法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

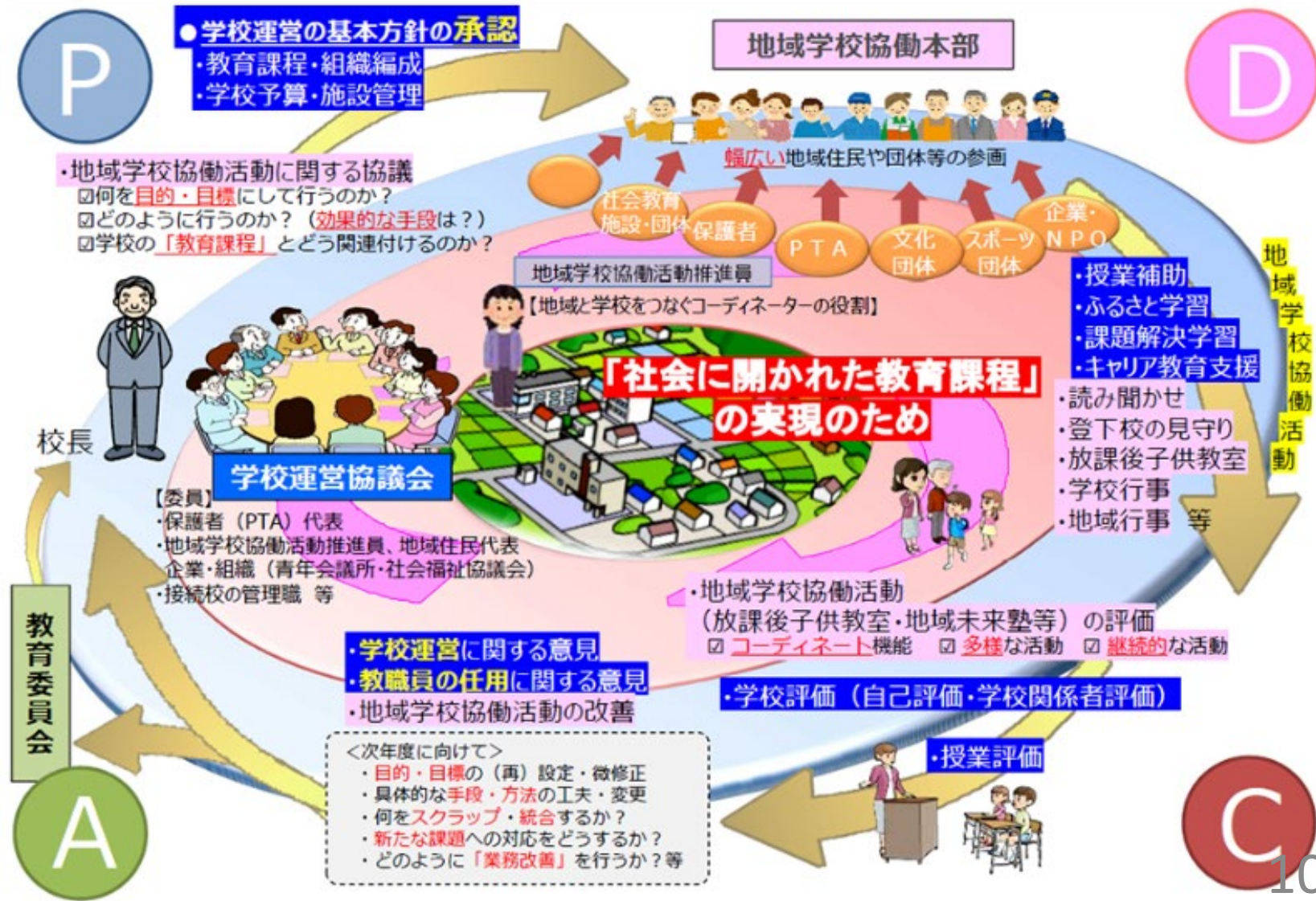
- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること

3. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- **地教行法(第47条の5 第5項)で規定**
 - 地域学校協働活動推進員を学校運営協議会委員に
- **三鷹市の場合**
 - 学校運営協議会(コミュニティ・スクール委員会)の下に置かれた「支援部」(サポート部、コーディネート部)が地域学校協働本部機能を担う
 - 地域学校協働活動推進員=スクール・コミュニティ推進員
- **「社会に開かれた教育課程」(学習指導要領)の実現に向けて**
 - 教育の目的と方法に関し、**社会とのつながりを重視**
 - 学校教育を通じてよりよい社会を創る
 - これからの社会を創るための資質・能力を育む
 - 地域と連携・協働する
 - 「**持続可能な社会の創り手**」の育成も重要
 - GIGAスクールが発展させる「**協働的な学び**」

※コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

「社会に開かれた教育課程」の実現のためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



5. 一体化推進の効果

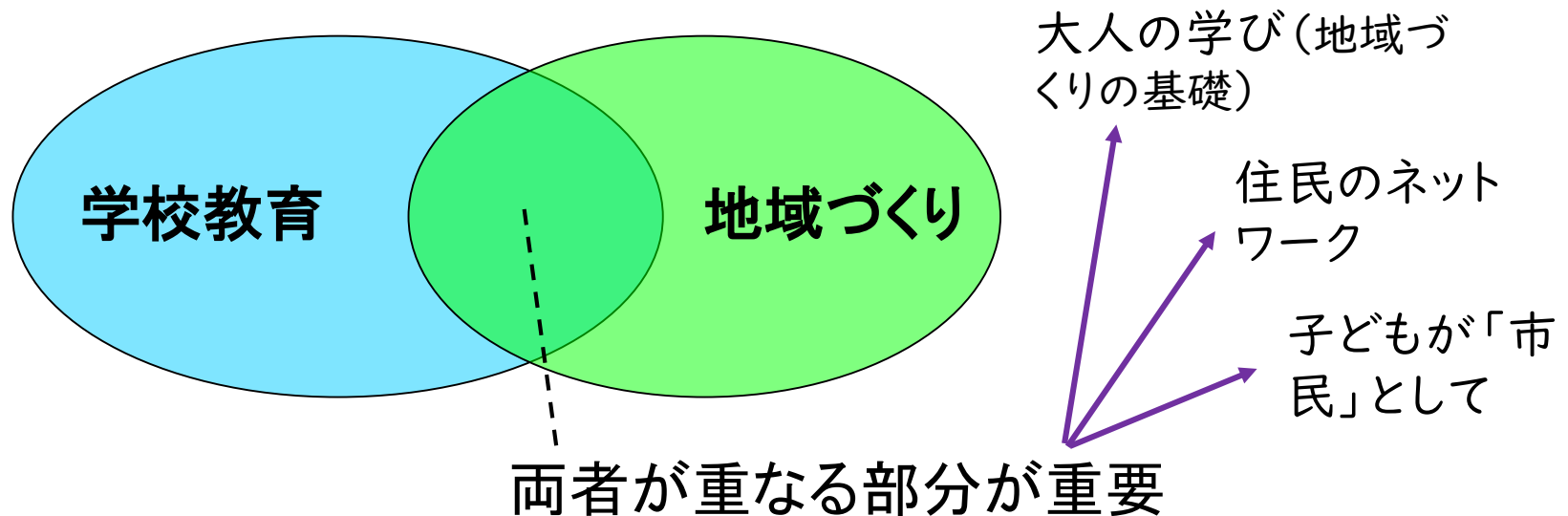
(1) 社会教育に関して

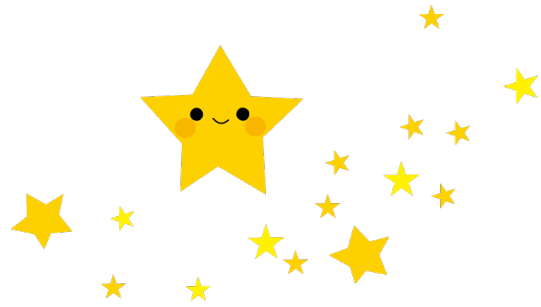
- **社会教育活動が学校教育に貢献する**
 - 社会教育での学習の成果を外部講師等で活用
 - **一体化の事業を通して大人が学び成長する**
 - 組織運営、教育の課題・方法、プレゼン能力…
 - **子どもと大人の学びあいが促進される**
 - 地域課題を一緒に考える
 - ゲストティーチャー経験から大人が学ぶ
 - 子どもが社会教育に協力する
- ⇒⇒ **大人の社会教育に子どもが参入**

(2) 地域づくりに関して

- (1)の大人の学びが地域づくりの基礎となる
- 学校を舞台に住民のネットワークが広がる
- 子どもたちが地域を担う「市民」(持続可能な社会の創り手)として育つ

⇒⇒学校教育と地域づくりのwin-win関係





最後に一言

☆子どもは学校だけでは育たない

☆地域は大人だけではつまらない

☆子どもを核とした地域づくりを!

ご清聴ありがとうございました。

学校施設を地域の共有地「コモンズ」に！

—三鷹市「学校3部制」に関する取組—

令和5年11月11日
東京都市町村社会教育委員連絡協議会
第5ブロック研修会

三鷹市教育委員会 事務局
教育部 調整担当部長
松 永 透

三鷹市の学校教育の理念

学校自由選択制は実施しない

- 質の高い教育をどの学校においても保証する
(義務教育9年間に 責任をもつ)
- 地域全体で『共に』子どもを育てる

三鷹市自治基本条例 第6章「参加及び協働」第33条

- 保護者、地域住民等の学校運営への参加を進めることにより地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくり
- 学校を核としたコミュニティづくりを推進

コミュニティ・スクールを基盤とした 小・中一貫教育

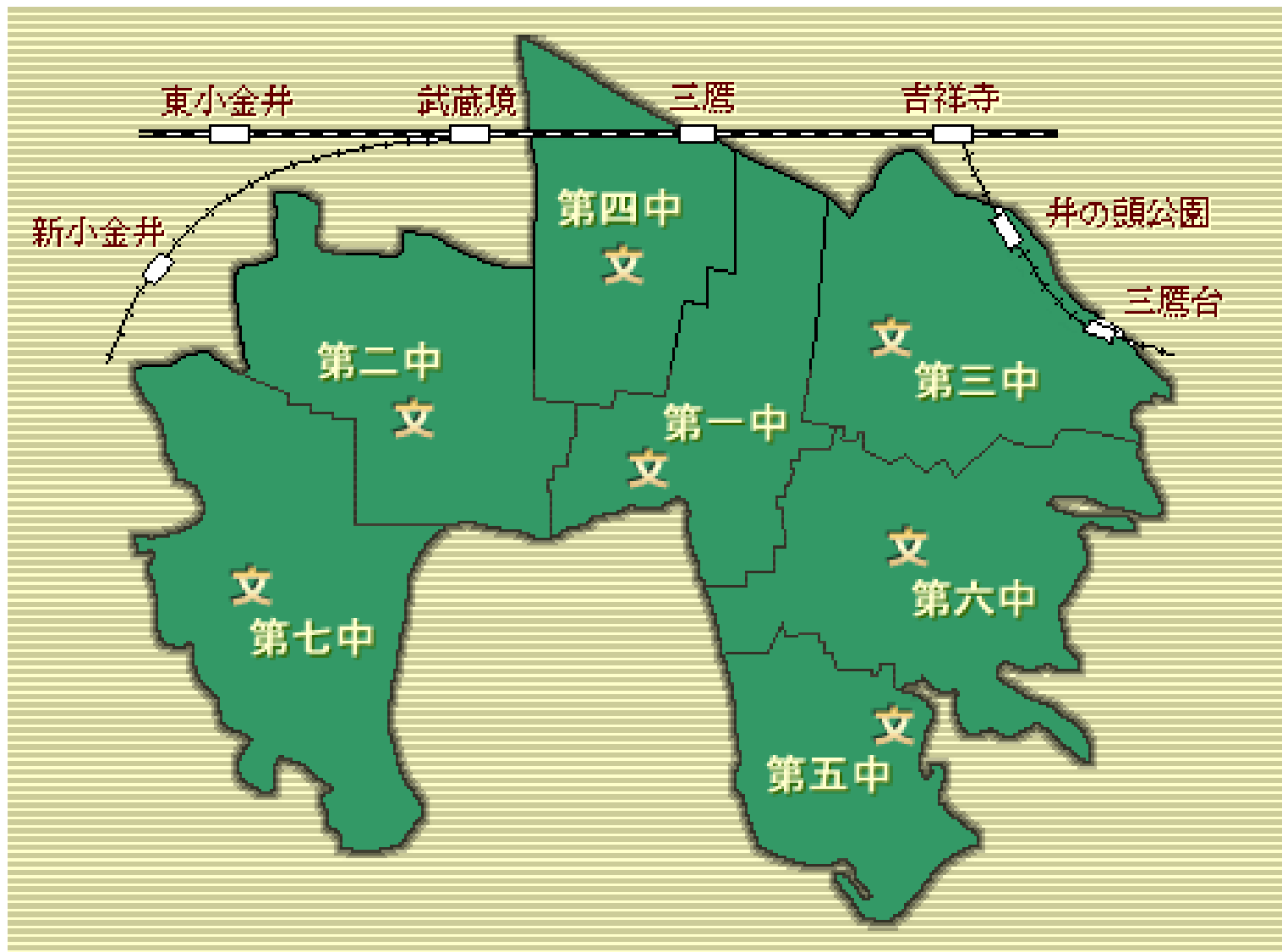
三鷹市立小学校学区区域

小学校15校(児童数 R5 9,478名)



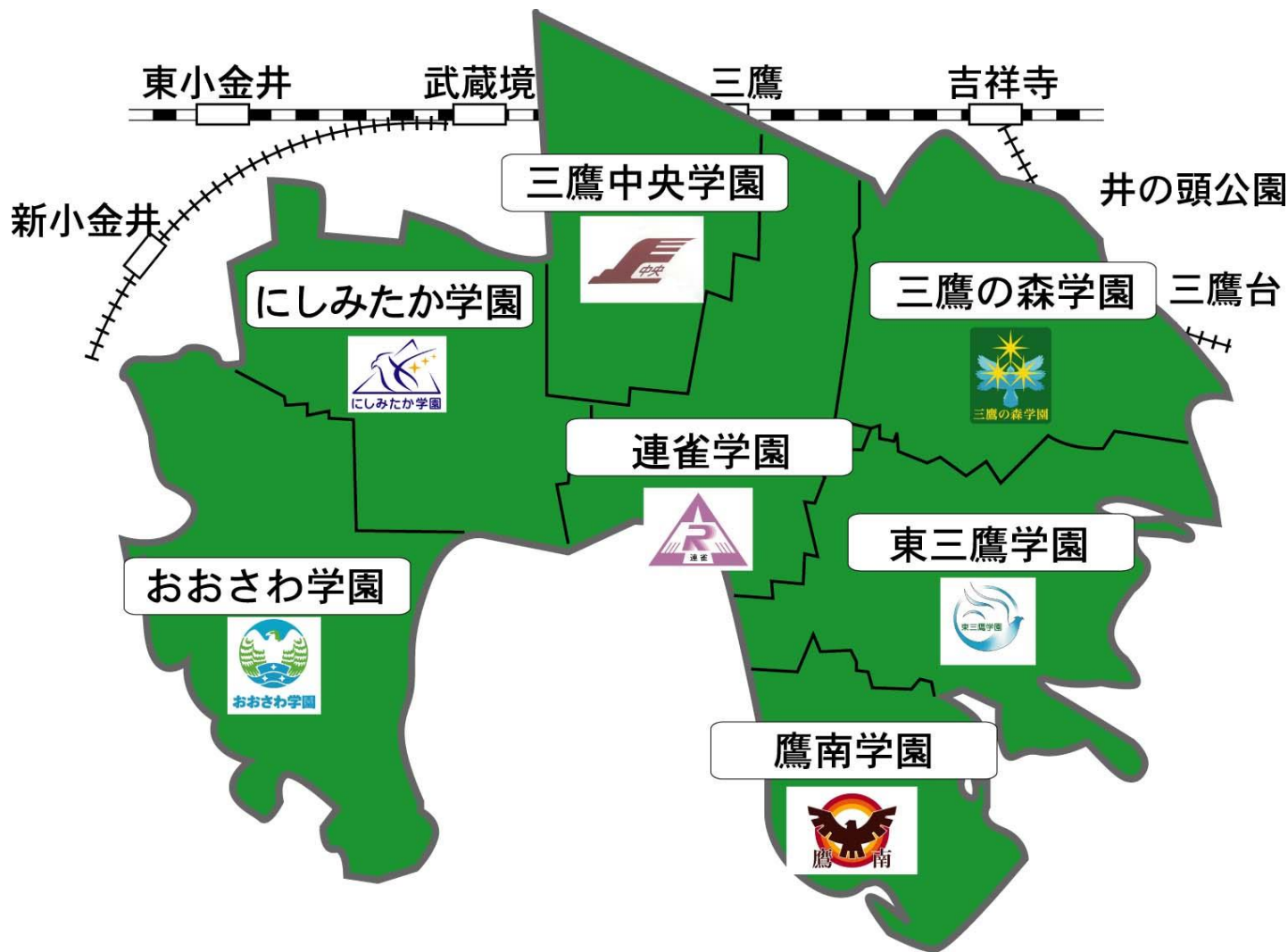
三鷹市立中学校学区区域

中学校 7校 (生徒数 R5 3,559名)



三鷹市立小・中一貫教育校 7 学園

(児童・生徒数 R5 13,037名)



子どもたちの確かな学力と豊かな心を育てる「学び」を 小・中学校間で断絶させない仕掛け作り

児童・生徒の**発達段階を考慮**し、義務教育全体の中で**学習内容・指導方法のあり方を見直し**、各学年間や**小・中学校間の円滑な接続**を図る必要がある。

さらには、各小学校での地域による学校支援を、そのまま引き続き中学校でも継続してもらいたい。



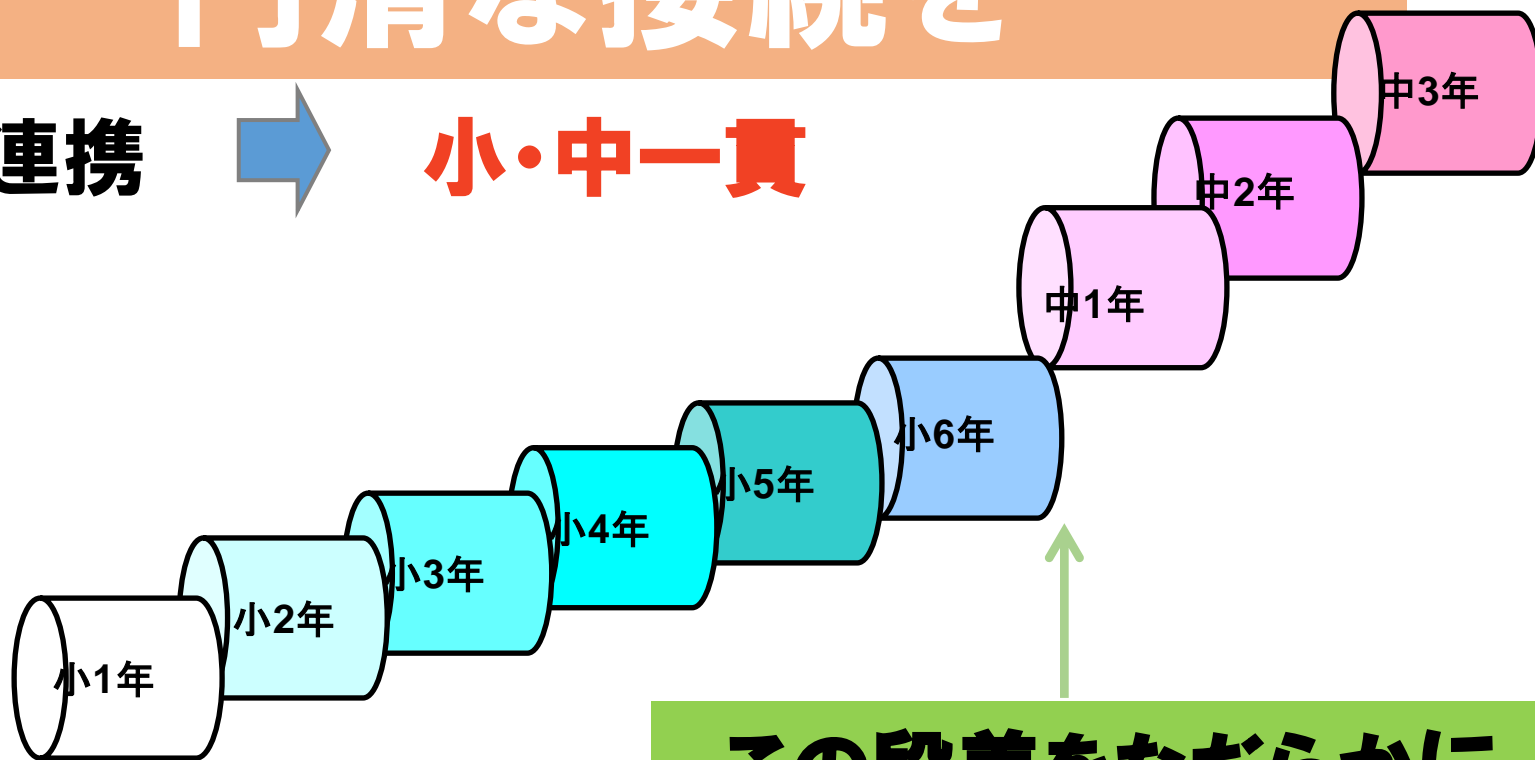
小・中一貫は「**手段**」であって、
「**目的**」ではない

円滑な接続を・・・

連携



小・中一貫



この段差をなだらかに

【全国的な課題】

- ・子どもたちの学習意欲の低下や家庭での学習習慣の未定着
- ・つまずきをかかえたままでの進級・進学
- ・学年進行とともに増大する不登校など

主な取り組み

- ・管理職を含む全教員の学园内兼務発令
- ・学園としての教育課程編成・届出・実施・カリキュラム
- ・小学校学区域＋小学校学区域＝中学校学区域
- ・小学校・中学校教員合同の学園研究
- ・小学校における教科担任制の実施
- ・学園章（旗）と学園歌
- ・学園行事
- ・小学校と小学校の交流
- ・小学校と中学校の交流
- ・教員の相互乗り入れ授業
- ・小学校1年生からの外国語活動
- ・……………他

発令通知書

本市の全ての管理職・
教員は、学園内の小・
中学校の教員として
兼務発令
されています。

発令権者は
東京都教育委員会
です

(氏 名)	三鷹 一郎
(所 属)	
(発令内容)	東京都三鷹市公立学校教員に任命する 東京都三鷹市立第七中学校教諭を命ずる 兼ねて東京都三鷹市立大沢台小学校教諭を命ずる 兼ねて東京都三鷹市立羽沢小学校教諭を命ずる 教育 級 号給を給する ただし任用期間及び兼務期間は 平成22年4月1日から平成23年3月25日までとする
	平成 22 年 4 月 1 日 発 令 権 者 東京都教育委員会

コミュニティ・スクール

学校運営や学校の課題に対して、

広く保護者や地域住民が参画できる仕組み

■コミュニティ・スクールの定義

保護者や地域の住民が学校運営に参画する

「学校運営協議会」(＝コミュニティ・スクール委員会)の置かれた学校

■役割

ア. 校長が作成する学校運営の「基本方針」を承認する

→校長は、承認を得た「基本方針」に沿って 学校運営を行わなければならない

イ. 学校運営について教育委員会や校長に意見を述べることができる

ウ. 教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができる

(「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6)

三鷹市のコミュニティ・スクールの2つの機能

○コミュニティ・スクール委員会での**協議**を通じた

学校運営への参画

○教育ボランティア等、学校教育への**支援**による

教育活動への参画

重要なポイントは

- ◆学校と地域が目標やビジョンを共有する
- ◆学校と地域がパートナーとして連携・協働する
- ◆「地域に開かれた学校」⇒「地域とともに創る学校」へ

**地域の力を結集し、子どもを通わせたい
学校・学園を協働して作る。**

三鷹市のコミュニティ・スクール設置状況

H18.10.6	三鷹市立第四小学校 三鷹市立第七中学校
H19.4.1	三鷹市立第二小学校 三鷹市立井口小学校 三鷹市立第二中学校
H19.7.11	三鷹市立大沢台小学校 三鷹市立羽沢小学校
H19.9.10	三鷹市立第一小学校 三鷹市立第三小学校 三鷹市立第六小学校 三鷹市立南浦小学校 三鷹市立中原小学校 三鷹市立北野小学校 三鷹市立東台小学校 三鷹市立第一中学校 三鷹市立第六中学校
H20.4.1	三鷹市立第三中学校 三鷹市立第五小学校 三鷹市立高山小学校
H20.9.1	三鷹市立第七小学校 三鷹市立第四中学校 三鷹市立第五中学校

平成18年度の2校の
指定をスタートに
順次平成20年度までに

小学校 全15校
中学校 全 7校

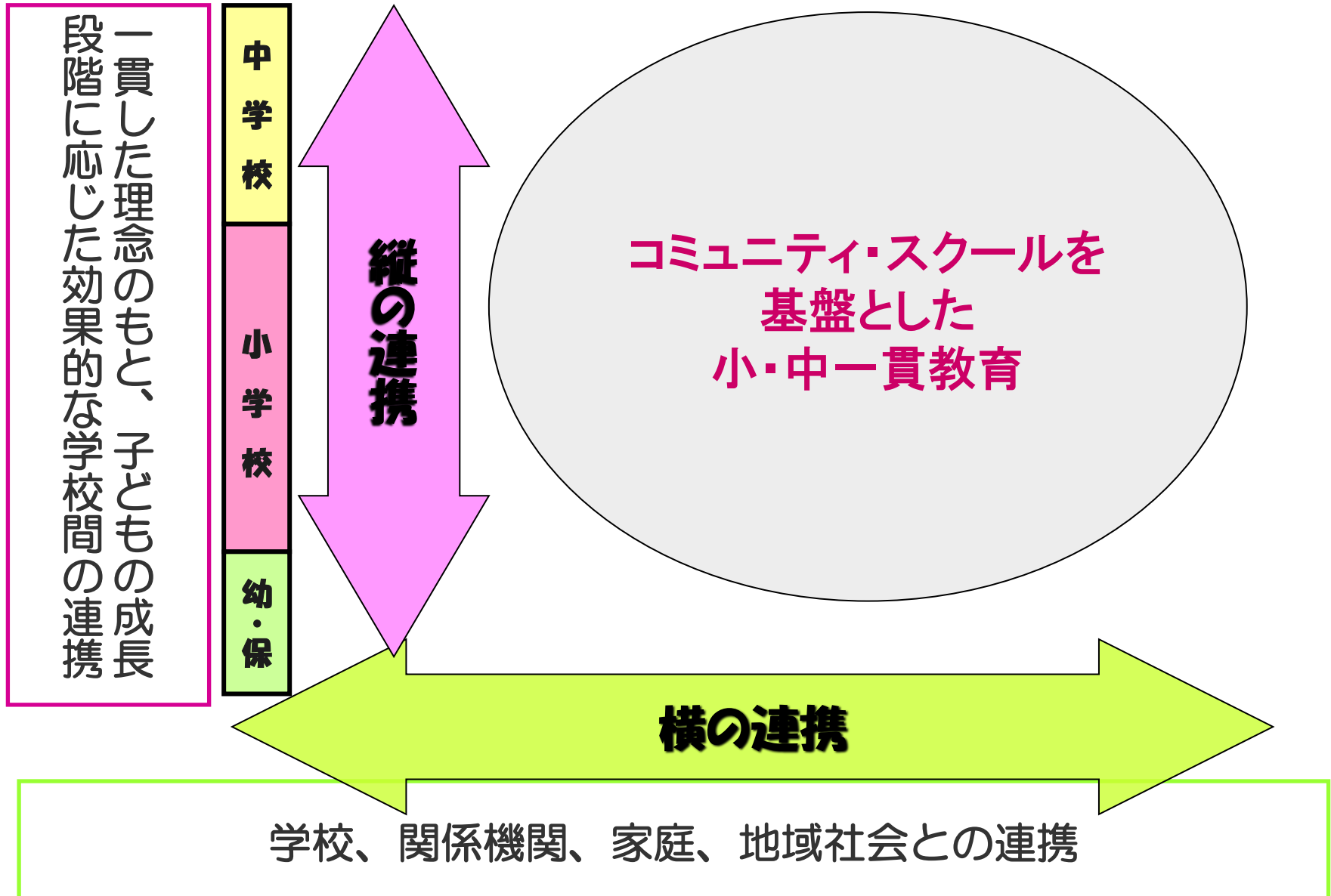
全ての

市立小・中学校

22校が

コミュニティ・スクールに

三鷹市の教育



小・中学校教員の**授業交流**が
児童・生徒に**安心感**をもたらし、
学習意欲の向上につながった。
(授業改善にも・・・)

小学校の教員が中学1年の
授業にT2として授業参加

小学6年英語の授業に
中学校英語教員が乗入れ

小・中学校間の交流は
児童に中学校へのあこがれと期待を
生徒に自己有用感をもたせた。

中学生のふれあいボランティア

学園縦割り班活動

コミュニティ・スクールの活動を通して
保護者・地域の学校への理解が進み
教育活動への協力体制が広がった。

「学園子ども熟議」

地域で実施している諸行事への
児童・生徒、教員の参加が増えた。
思いやりの心など豊かな人間性がはぐくまれた。

地域行事に小・中学生が参加

I 2030年代の三鷹の子どもたちを取り巻く状況

- 予測困難な時代 ↑ 人口減少・少子高齢化
- デジタル技術の進展 ⇄ 公共施設の老朽化 など

コミュニティ・スクール、小・中一貫教育、
 教育支援などの取組を更に発展

II 三鷹のこれからの教育

自らの幸せな人生とより良い社会の創造に向けて
 （個人と社会のウェルビーイングの実現）
 主体的に「人間力」「社会力」を發揮

【一人ひとりを大切にする教育】

- 個別最適な学び
- 協働的な学び

デジタル技術の活用

- 新たな学びにおけるベスト・ミックスの追究
- 更なる学びに繋げる評価とフィードバックのあり方
- 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな対応

【一人ひとりが大切にされる環境整備】

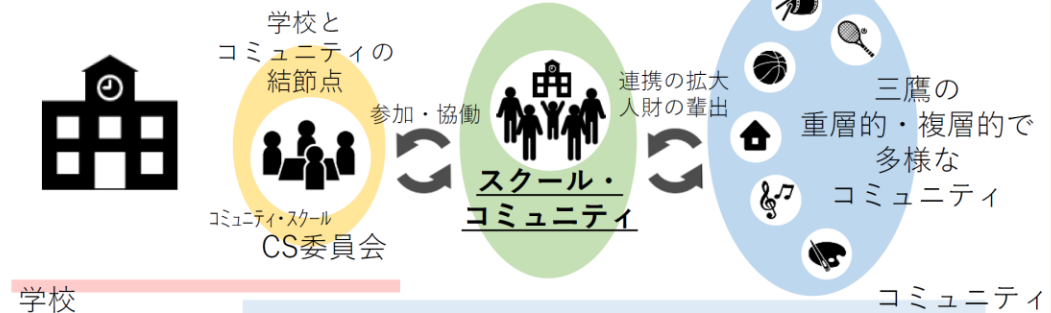
- 安全・安心・快適
- 教職員の幸せ（ウェルビーイング）

- 学校生活の見直し

地域資源の活用・地域での学び

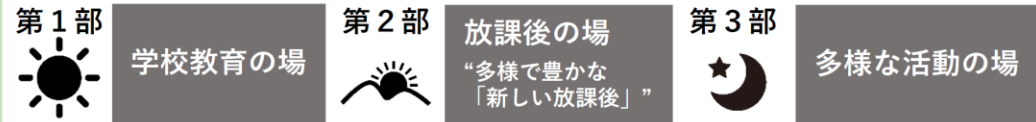
学校や子どもたちを「縁」とした「つながり」
スクール・コミュニティ

III スクール・コミュニティの創造

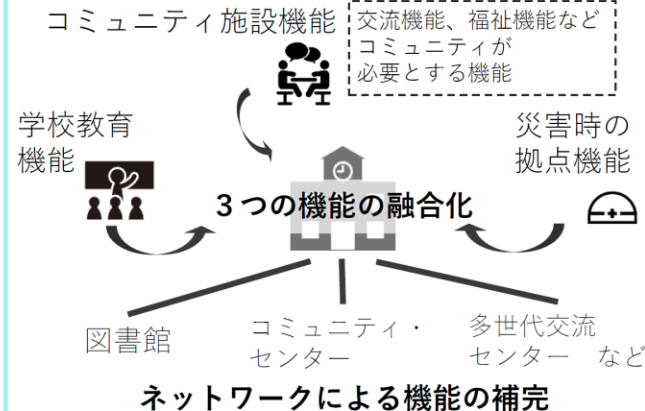


スクール・コミュニティの創造を加速する学校のあり方
 地域の共有地（コモンズ）としての学校への移行

「学校3部制」



IV これからの学校施設



V 施策の推進方策

教育行政の枠を超えて
 新たな取組に挑戦

モデル事業などの活用

「競争」から
 「共創」への転換

全国への発信・共有

これからの三鷹の教育の目指す姿

個人と社会の Well being を 「個別最適な学びの実現」と 「スクール・コミュニティの創造」 を通して実現する

- ・GIGAスクール 一人一台タブレット(i-Pad) の活用
- ・校務支援システムの拡充(個人ポータル・保護者連絡システム...)
- ・探究的な学びの充実

- ・子どもを「縁」としたつながりからスクール・コミュニティへ
- ・学校を地域の共有地(コモンズ)化 (学校3部制)
- ・豊かで実りある新しい放課後の創出に(居場所から子どもの「学び場・遊び場」へ)
- ・安心・安全かつ、生涯学習施設として大人も学べる学校
- ・教職員のwell beingの実現 ...

「三鷹のこれからの教育を考える研究会」 最終報告のキーワード⇒ **これらを実現できる教育へ！**

個人と社会のウェルビーイング

- … 経済的・物質的な豊かさを超えた、
包括的かつ持続的な心身の良好な状態、よい社会の状態

安全・安心・快適な学校

- … 「ウェルビーイング」の基盤となる環境
 - 安全・安心・快適な学びの集団づくり
 - 誰もが安全・安心・快適に学べる学校施設・設備

個別最適な学びの実現

- … 「個に応じた指導」から「個に応じた学び」へ
 - 一人ひとりのニーズに的確に応える学校教育
 - ICTを活用した効果的な学び、個人の学びや成長の見える化
 - 興味開発の推進と個人データに基づく指導の充実

< Keywords >

スクール・コミュニティ

- ・・・ コミュニティ・スクールからスクール・コミュニティへ
 - 学校や子どもを「縁」としたつながりから生まれるコミュニティ
 - 既存のエリアコミュニティや、テーマコミュニティと互いに排他的な関係ではなく、重なり合い、互いに影響し合うもの

Commons (コモンズ)

- ・・・ 「学校施設」をみんなが気軽に使える「地域の共有施設」に

学校3部制

- ・・・ 授業をしていない時間帯の「学校施設」を機能転換して活用
 - 第1部 学校教育の場
 - 第2部 多様で豊かな「新しい放課後」としての学び場・遊び場
 - 第3部 生涯学習・スポーツ等身近な大人の学び場・集いの場

「融合化」した施設

- ・・・ 単なる複合施設でなく、これまでの学校の機能にとらわれず地域の様々な施設の機能を共有して使い合う「融合化」した、まさにコモンズとなりうる施設づくり

これまでの三鷹の教育の強みを
更に発展させよう

「スクール・コミュニティ」
の創造に向けて



これまでの三鷹の教育の強みを 更に発展させよう

「遊休資産」とも考えられる

授業の行われていない時間の学校施設



子どもを含めた市民の集まる

「みんなの共有の場」として

気軽にさまざまな活動ができる施設

としてフル活用していく...



これまでの三鷹の教育の強みを
更に発展させよう

学校を「みんなの共有地」
「**コモンズ**」に！



これまでの三鷹の教育の強みを 更に発展させよう

そのための方策の一つとしての

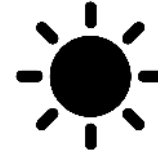
学校3部制



スクール・コミュニティの実践 (具体化の例)

第1部

学校教育の場



第2部

放課後の場



第3部

大人の学びの場



学校3部制

プラス1
「〇〇〇」

(第3の居場所)
学校と家庭だけでなく
学校・家庭が人生の全て
でない世界が存在

「新しい放課後」の展開
学校の「新しい公共性」の創造

三鷹「学校3部制」構想について

「スクール・コミュニティ」の実現に向け、その核となる学校施設を地域の共有地「commons」として、誰もが気軽に集い、利用できる身近な場と位置づけ、学校施設の時間軸による機能転換を図って活用する**「学校3部制」**の実践を通して取り組む。

(第1部) 学校教育の場

(第2部) 学校部活動を含む放課後の場

(第3部) 市民の社会教育・生涯学習、生涯スポーツ、地域活動など多様な活動の場



第1部 学校教育の場

第2部 放課後の場

- コミュニティと連携した学校部活動改革の推進
- 学童保育所、地域子どもクラブ、地域未来塾の連携・一体化



子どもたちが価値ある活動や体験ができる
多様で豊かな「新しい放課後」の創造
(居場所を超えた価値ある遊び場・学び場)

第3部 多様な活動の場

- 多様な主体が、多様な活動に、気軽に、身近な場所として活用
- 学校施設の様々な設備や機材を地域に開放

▶モデル事業などによる実証を進めるとともに、必要な制度的対応について検討

スクール・コミュニティ*をはじめとする
多様な三鷹のコミュニティとの
連携の中で推進

*学校や子どもたちを「縁」とした
「つながり」

+ 1
サード
プレイス

<第1部>

地域人財による学習支援： (連雀学園三鷹市立第四小学校)

<第1部→第2部> 普通教室の機能転換による 放課後子供教室 (連雀学園三鷹市立第六小学校 1年1組の教室)

<第1部>



<第2部>



<第1部→第2部>

シャッター付きロッカーの設置
令和3～5年で6校17教室に設置済



<第2部>

多様で豊かな新しい放課後へ (連雀学園三鷹市立第六小学校)



<第2部> 地域人財によるプログラム例：ウクレレ制作 (にしみたか学園三鷹市立井口小学校)

スクール・コミュニティ推進員（地域学校協働活動推進員） 地域学校協働活動を担う団体

学校と地域のつなぎ役として、各学園に**スクール・コミュニティ推進員**を配置しています。

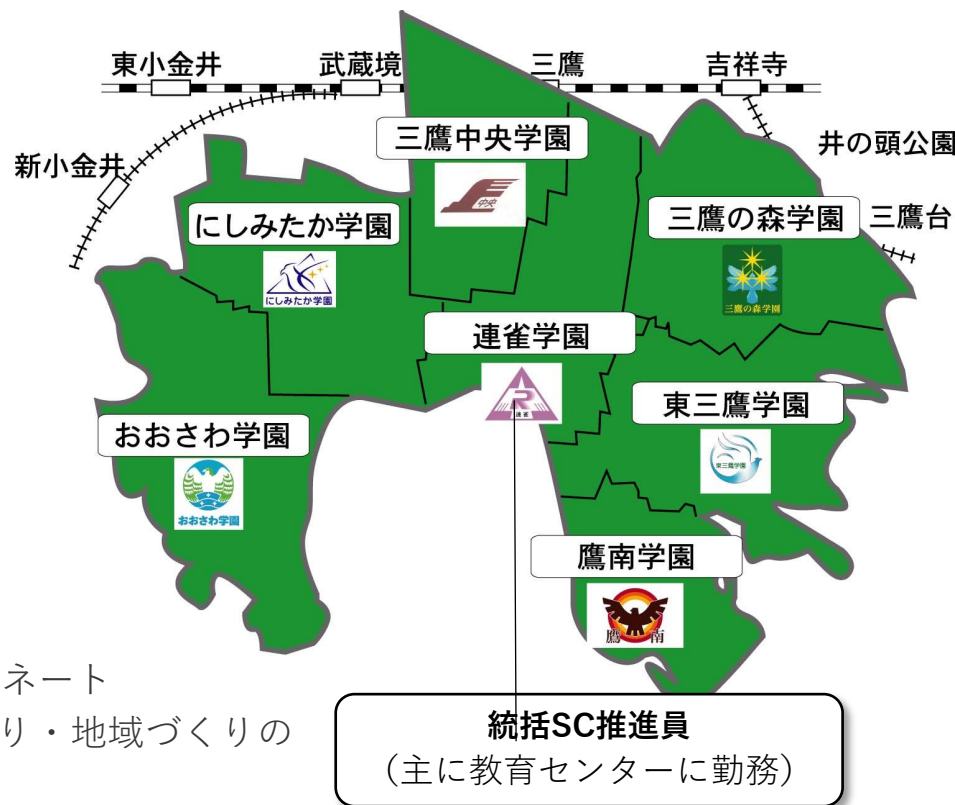
また、推進員のリーダー的存在として、**統括スクールコミュニティ推進員**を配置しています。

（スクール・コミュニティ推進員の主な役割）

- ・ 地域学校協働活動の推進
- ・ 学校と学校支援ボランティアとの連絡調整
- ・ 学校支援ボランティアの育成、発掘・確保、学校支援ボランティアに関する情報提供
- ・ コミュニティ・スクール委員会の支援に関する部会との連絡調整
- ・ コミュニティ・スクール委員会の運営支援 など

（統括スクールコミュニティ推進員の主な役割）

- ・ 月1回の研修会の運営
- ・ 各学園からの学校支援に関する相談
- ・ 関係諸団体・NPO法人等と学園・学校とのコーディネート
- ・ 関係諸機関等と連携協働及び学びを通して学校づくり・地域づくりのさらなる推進 など



さらに、学園の「**地域学校協働活動**」を担う団体を令和4年度、各CS委員を中心に3つの学園で、**連雀ジョイナス**（連雀学園）**あささんネット**（にしみたか学園）、**たかみんネット**（鷹南学園）を設立。令和5年度には**おおさぼ**（おおさわ学園）を設立。

学校施設（家庭科室）の活用による朝食提供 （鷹南学園三鷹市立中原小学校）

→ 教員の意識改革が不可欠

- 教室は自分の場所ではない（特に小学校）



- 教室の整理整頓（いつ誰が使ってもいいように）
- 放課後は職員室またはサテライト職員室で
- 安心して開放できる施設へ
（シャッター付きロッカー等）

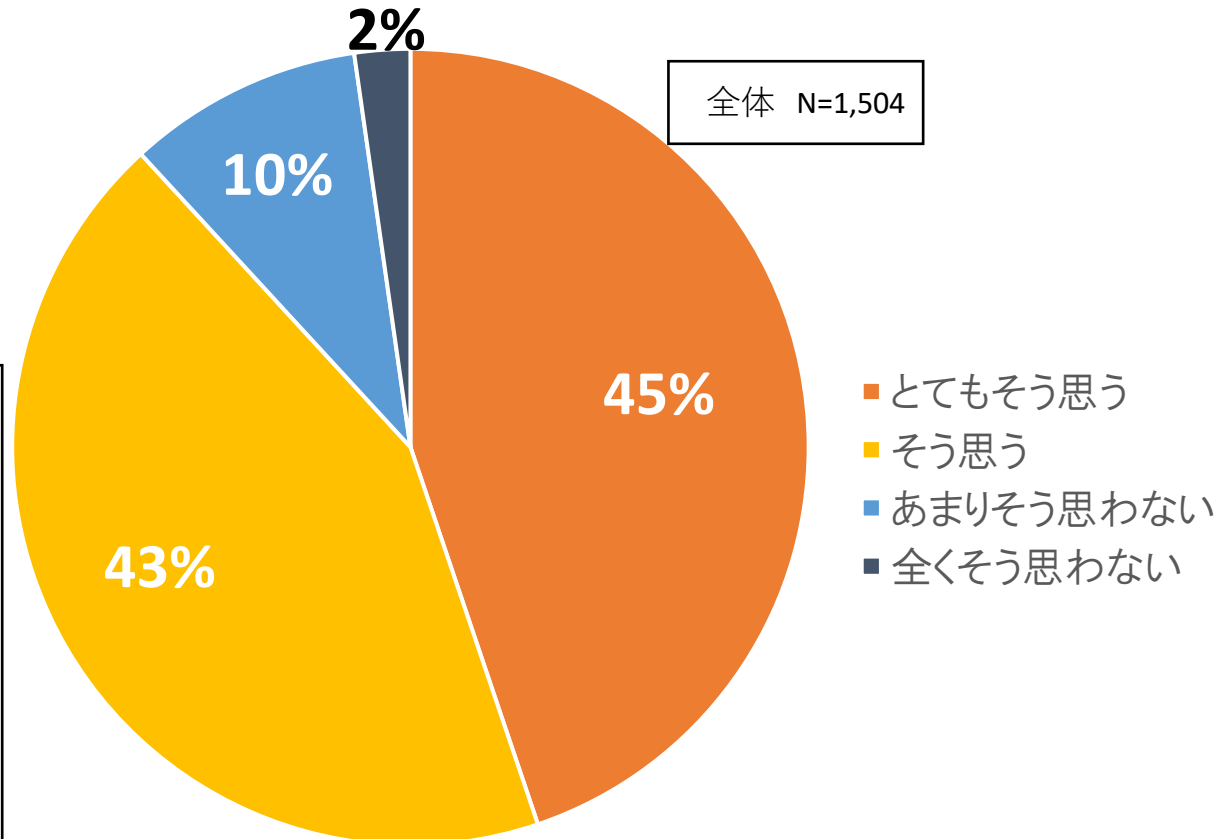
「機能転換」を踏まえた、先生たちの居場所=サテライト職員室 (連雀学園三鷹市立第六小学校)



夜間・休日の学校施設の利用についてのアンケート調査結果（抜粋）

Q 学校施設の利活用に関する次のような考え方について、あなたはどのように思いますか。
あなたの考え方に最も近いものを選んでください。

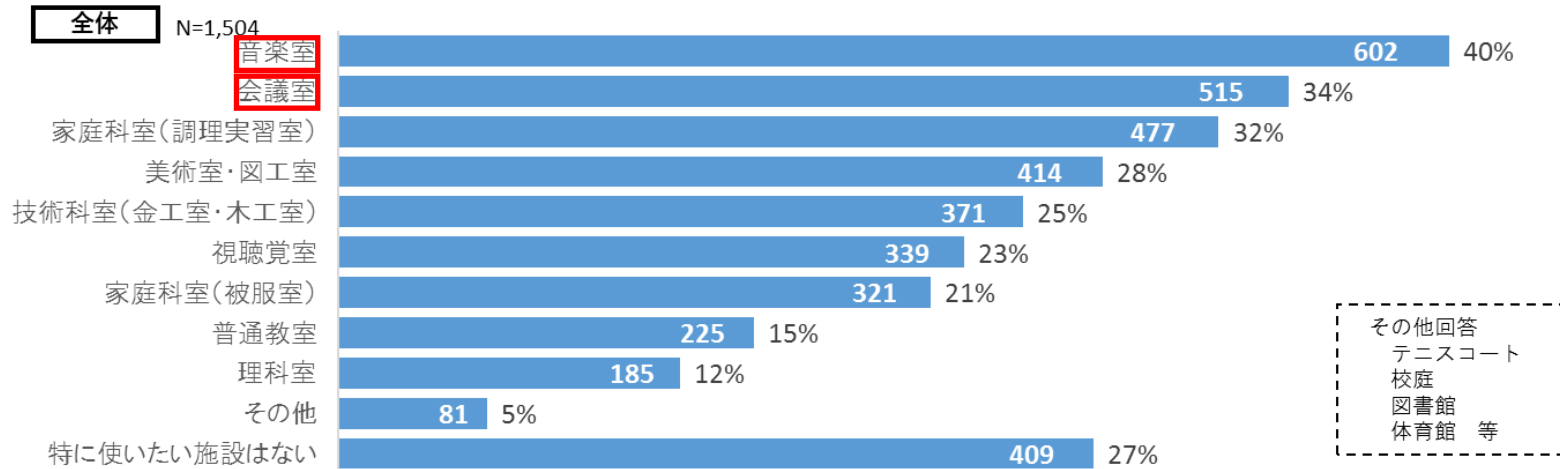
「三鷹市の学校は地域の財産と考え、学校教育に支障がない範囲で、
三鷹市民がより一層利用できる場所にしていくことが望ましい。」



- ・アンケート実施期間：
令和4年9月30日～10月23日
- ・アンケート配布方法：
市内公共施設等でチラシを配布、
公立保育園、小・中学校保護者には
電子配信
- ・回答方法：
インターネット上で回答
- ・回答数：
1,504人

夜間・休日の学校施設の利用についてのアンケート調査結果（抜粋）

Q これまでには一般には開放していない学校施設について、今後、利用できるようなになるとしたら、どのような施設を使いたいと思いますか。
当てはまるものをすべて選んでください。（複数回答）



Q 前の問で回答した学校施設を借りられるとしたら、どのような活動をしたいですか。

- ・趣味等の教室（料理教室、絵画・書道教室、DIY・工作教室、ヨガ教室、パソコン教室、理科の実験教室、体操教室、ミシン・裁縫教室）
 - ・趣味等の活動場所（音楽活動、ダンス、制作体験・活動、プール、キャッチボールなど球技、読書会、勉強会、映画鑑賞）
 - ・子どもの活動（自習室、部活動の自主練習、夏休みの宿題）
 - ・保護者の活動（PTAの集まり、保護者会）
 - ・地域活動（会議、打合せ、交流会、サークル活動）
 - ・セミナー、講座、ワークショップ
 - ・有料の習い事、スポーツ教室
 - ・企業・個人への部屋の貸し出し
 - ・イベント等（フリーマーケット、模試会場、お泊り会、講演会）
 - ・子ども食堂
- 等

令和5年度施政方針（抜粋）

未来を担う子どもたちがひかり輝き、健やかに成長していく環境は、コミュニティの活性化にも大きく寄与します。

学校を核としたコミュニティづくりとして「学校3部制」の実現に向けたモデル事業を実施します。

毎日型の地域子どもクラブ実施校を拡充するとともに、夜間や休日の学校施設を活用した講座やイベントの開催など、地域に開かれた学校づくりを進めます。

■第3部関係...「コモンズ」機能の発揮

大人の学びの場・集いの場としての利活用に向けて

現状と課題: 体育館・校庭の夜間開放での利用は既に制度としてある

普通教室・特別教室についてはセキュリティ上の課題もあり

現段階では十分には活用できていない。

(第三中地域交流棟、一部の学校の多目的室を除く)

方向性 学校施設を地域の大人も「身近な学びの場・集いの場」としてより気軽に活用できようにしていく。

→これにより市民の生涯学習活動への利便性を高め、
日常的に学校施設を利用する人が増えることによって、

学校を縁としたつながりを拡大するとともに、

学校施設の敷居を低くし、市民に災害時も安心して避難できる場所
として認識してもらえるようにしていきたい。

- ・願わくば、社会教育・生涯学習の成果を児童・生徒の1部・2部での活動で指導してもらうことにより、「学びと活動の循環」を持続可能な形で実現していきたい。

■第3部関係...「 commons 」機能の発揮、 大人の学びの場・集いの場としての利活用に向けて

例えば...

- ・音楽室での合唱・バンド等の練習、ミニコンサート
- ・家庭科室での「子ども食堂」の活動
- ・会議室でのマンション管理組合等の会合
- ・生涯学習の場として、市民が学ぶ様々な講座
- ・民間にカルチャーセンター的な貸し教室として利用してもらうことや、大人だけではなく、児童・生徒も希望者が加入できるスポーツや習い事等での活用の可能性も検討の余地あり。

検討課題...

○生涯学習や市民の学び場・集い場の三鷹市内の現状を踏まえ、

- ・既存の生涯学習施設との住み分けとニーズに応じた活用の検討
- ・コンテンツの開発、管理体制の構築
- ・学校施設としてふさわしい活動内容の限定の方法

「『学校』は市民みんなの施設」という意識の醸成を進め、
スクール・コミュニティの創造を推進

普段、子どもたちが授業を受けている学校の教室。

だけど、放課後、夜や休日はどうでしょう？

ほとんどが使われていません。

そんな学校の教室を、放課後は子どもたちの居場所として、夜や休日は、大人も含めたみんなの学びや活動の場として使えないだろうか。

学校を地域みんなが集う場所＝地域の共有地「コモンズ」にできないだろうか。

三鷹市ではそんな新しい学校の姿に向けた取り組みが始まっています。

みたか みんなの教室 ～学校をもっと楽しもう～

三鷹市教育委員会(以下「三鷹市」)では、学校の教室を、放課後は子どもたちの居場所として、夜や休日は、大人も含めたみんなの学びや活動の場として活用する「学校3部制(※1)」の取り組みを進めています。今年度は、「みたか みんなの教室～学校をもっと楽しもう～」と題して、夜間・休日に学校施設を活用し、地域の人財(※2)や団体による講座やイベントを実際に開催し(全4回を予定)、夜や休日の活用における課題をさぐることにしました。

学校3部制の実現に向け、三鷹市ではこれまでも、空き教室だけでなく、特別教室の機能転換(一時利用)による放課後児童クラブ事業での活用、特別教室、普通教室の機能転換(一時利用)による放課後子供教室事業での活用、地域団体による朝食提供事業での家庭科室の活用などに取り組んでいます。また、今年11月以降には、全小学校における朝の校庭開放の実施に向けて準備を進めています。

【第1回】

デジタル機器を楽しく安全に活用するためには
—保護者ができる、子どもへのサポート—

- ・土曜 午前
- ・保護者対象

日時：令和5年10月21日(土)午前10時30分～正午

場所：連雀学園 三鷹市立第四小学校3階 多目的室

対象：三鷹市立小・中学校に通う児童・生徒の保護者

【第2回】

初めての電動糸のこぎり工作
「りんごのコースターと木のおもちゃをつくろう」

- ・平日 夜間
- ・一般市民対象

日時：令和5年11月21日(火)18時30分～20時30分

会場：三鷹の森学園 三鷹市立第三中学校 木工室

対象：18歳以上の市民(在勤、在学を含む)

【第3回】

夜の学校で！望遠鏡を使って夜空の観察をしよう

日時：令和5年12月20日（水）

第1部 17:30から18:30

第2部 18:15から19:15

会場：おおさわ学園 三鷹市立第七中学校 屋上等

対象：第1部 市内の小学生（4年生以上）とその保護者

第2部 市内の中学生とその保護者（中学生だけでの参加可）

各20名程度

- ・平日 夜間
- ・児童生徒＋保護者対象

【第4回】

ミニ・コンサート

日時：令和6年1月21日（日）午後（調整中）

会場：鷹南学園 三鷹市立 東台小学校 音楽室

対象：地域のご高齢の方 20名程度

- ・休日 午後
- ・地域高齢者対象

< 参考 >

1. 三鷹の教育政策の概要

(三鷹市HP)

- ・コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育
 - ・コミュニティ・スクールからスクール・コミュニティへ
 - ・スクール・コミュニティの更なる発展に向けて
- ～地域の共有地「コモンズ」としての学校へ、学校3部制構想～
などの教育政策についての説明や資料があります



https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/105/105110.html

2. インタビュー記事 2023年10月11日

(放課後NPOアフタースクール 公式note)

【三鷹市】学校づくりは地域づくり。
地域の“人財”とともに行う教育



スクール・コミュニティや学校3部制についても
言及しています。

よろしければご覧ください。

<https://note.com/npoafterschool/n/nba97c8d728d8>